

# 第6次 川西市障がい者福祉計画

---

(第4期障がい福祉計画)

#### 障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

## ごあいさつ

本市では、第5次川西市総合計画において、「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」をめざす都市像と定め、市民と行政との協働により、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの生活に寄り添った福祉サービスの提供はもとより、地域のコミュニティをはじめ、多様な主体による交流や助け合いによって、日常生活における暮らしの安心感を得られることが重要です。

こうした視点を踏まえ、この度、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)」を策定いたしました。今後、この計画に基づき、障がいのある人の自立した生活や社会参画の促進等を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。市民の皆さまには、計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ご協力くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました川西市障害者施策推進協議会委員の皆さま、川西市障がい者自立支援協議会委員の皆さま、アンケートやパブリックコメントなどにより貴重な意見をいただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

川西市長

大塩民生



## 第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）目次

第1章 計画の策定に当たって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 障がい者の現状	
1. 障がい者の現状	5
2. 障がい者福祉施設の現状	10
3. アンケート結果	18
4. 就労支援事業所へのヒアリング結果	34
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本理念	37
2. 計画の基本目標	37
第4章 施策の展開	
基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり	
1. 生活支援施策の充実	41
2. 地域における居住の場の確保	45
3. 保健・医療サービスの充実	47
4. 相談体制と情報提供の仕組みの整備	49
基本目標2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり	
1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進	53
2. 就労支援体制の充実	56
3. 社会参画の促進	59
基本目標3 とともに支え合う地域づくり	
1. 人にやさしいまちづくりの推進	61
2. 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進	64
3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成	66
第5章 第4期障がい福祉計画	
1. 基本的な考え方	69
2. 計画期間	71
3. 達成状況の点検及び評価	71
4. 平成29年度における成果目標	71
5. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策	74
6. 地域生活支援事業の実施に関する事項	80
資料	87



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 国の動向

国は、昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定しました。以後、平成5年には、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正するとともに、「障害者対策に関する新長期計画」を、平成14年には、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」をそれぞれ策定し、「ノーマライゼーション<sup>1</sup>」と「リハビリテーション<sup>2</sup>」の理念のもと、障がい者施策の総合的で効果的な推進が図られてきました。

また、平成15年4月には、障がい者の自己決定を尊重するため、行政が障がい者に必要なサービスの内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自らサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。さらに、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、「支援費制度」では対象となっていなかった精神障がい者も含め、すべての障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

一方、国際社会では、国連において、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約(以下、本計画中「障害者権利条約」という。)が平成18年に採択され、日本は、平成19年に同条約に署名しました。

国では、同条約の締結に必要な国内法の整備等を進めるため、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間を障がい者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)等に基づいて様々な改革が進められてきました。

平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという「社会モデル」に基づく障がい者の概念や障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。具体的には、障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁<sup>3</sup>によって、継続的に日常生活又は社会生活に相

<sup>1</sup> 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方(平成14年「障害者基本計画」)

<sup>2</sup> 障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において、全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方(前掲計画)

<sup>3</sup> 障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの(障害者基本法第2条第2号)

当な制限を受ける状態にあるもの(第2条第1号)」に改められるとともに、差別の禁止として、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、(中略)その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。(第4条第2項)」との規定が設けられました。

また、同年には、障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、本計画中「障害者虐待防止法」という。)が、平成24年には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、本計画中「障害者優先調達推進法」という。)がそれぞれ制定されるとともに、平成25年には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部改正、及び、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化するための障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、本計画中「障害者差別解消法」という。)の制定がそれぞれ行われました。

この間、平成22年に、障害者自立支援法の一部改正が行われ、利用者負担の見直しや相談支援の充実などが行われるとともに、平成24年には、同法を改正し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、本計画中「障害者総合支援法」という。)が制定され、平成25年4月1日から施行されています。

同法では、「障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われなければならない」との基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を難病等<sup>4</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者に拡大することなどが定められました。

## (2) 兵庫県の動向

兵庫県では、「国際障害者年」の翌年の昭和57年に、障がいのある人のための施策に関する実施計画として、「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定し、その後、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン-兵庫県障害者福祉長期計画-(平成7年)」、「兵庫県障害者福祉計画(平成13年)」、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン(平成17年)」と改定が重ねられてきました。

平成22年に策定された、「ひょうご障害者福祉プラン」では、「親世代が高齢化する中で、障害のある人が行き場をなくすことがない受け皿づくり」、「発達障害・高次脳機能障害など障害の多様化、医療的ケアなど障害の重度化、当事者の高齢化に対応できる支援体制の構築」、「知的障害を伴わない発達障害のある人・触法障害者・引きこもり・一人暮らしの人など支援の届きにくい人に対応できる支援体制の構築」、「個人を取り巻く環境を変えていくことを通じた生活しやすい社会づくり」など、平成26年度までの5か年の取り組みの方向性を示し、各般の施策が推進されています。

<sup>4</sup>治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病



### (3) 本市の取り組み

本市では、平成9年3月に「障がい者の主体性、自立性の確保」及び「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、平成10年度から14年度までの5か年を計画期間とする「川西市障がい者福祉計画」を策定しました。平成15年3月の改定では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として掲げ、平成18年度には、障害者自立支援法の施行により新たに策定することとなった市町村障害福祉計画と合わせ、「川西市障がい者福祉計画・第一期障害福祉計画」として再編しました。その後、3か年ごとに計画の改定を重ね、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

この間、障がい者の現状をみると、障がいの多様化、本人や介護者の高齢化などが進んでおり、それぞれの障がいの特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層求められているほか、障害者差別解消法の制定など、近年の障がい者施策の改革等に対応した、新たな視点を踏まえた施策の展開が必要となっています。

本計画は、前計画の終了に伴い、これまでの基本理念を継承するとともに、平成25年3月に策定された第5次川西市総合計画が目指す都市像である「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」の実現に向け、障がいのある人のニーズや情勢の変化に対応した新しい障がい者福祉計画として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であるとともに障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」を包含する計画です。

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

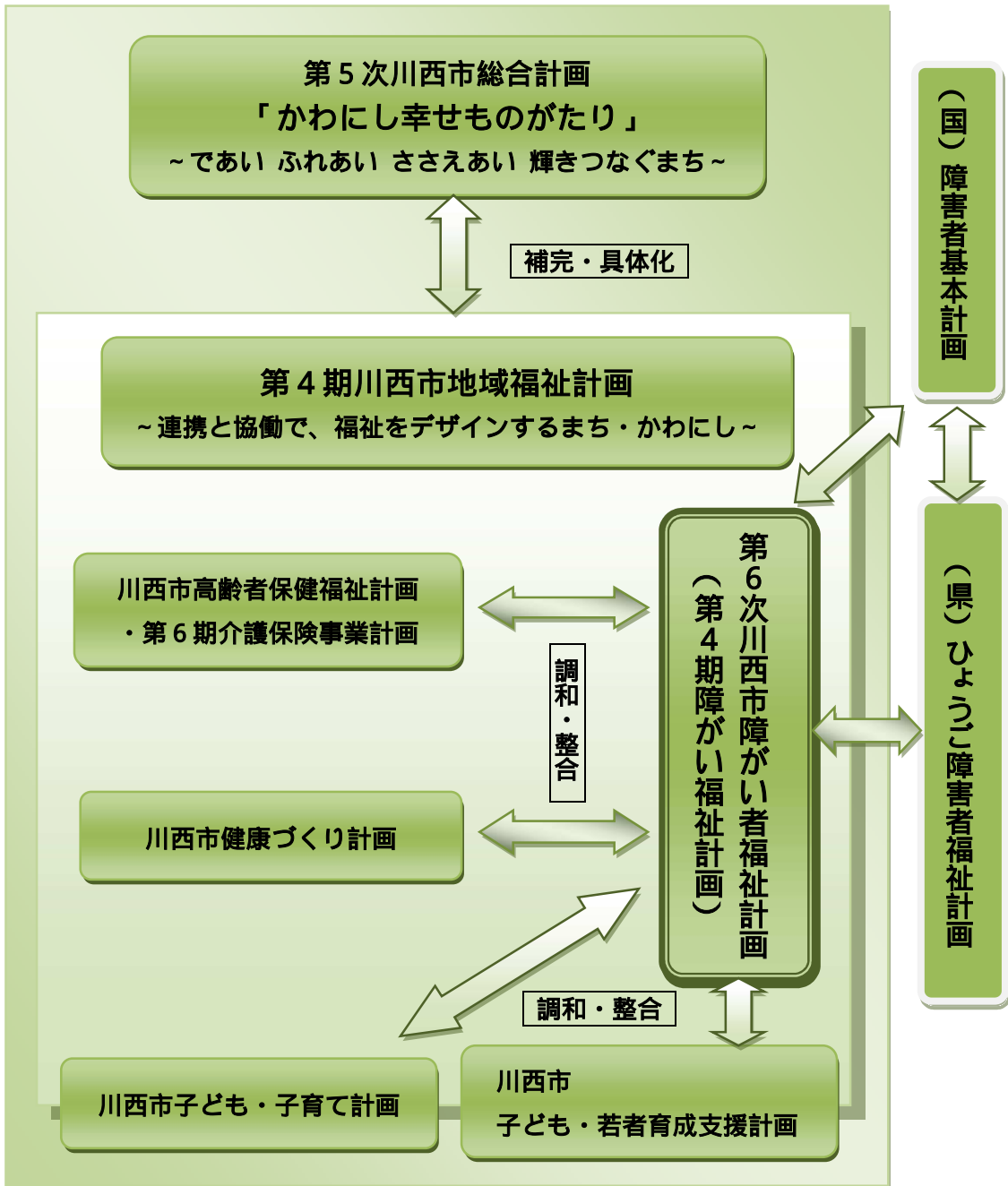
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を基本とするとともに、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完、具体化する「第4期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、各分野別計画である「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「川

西市健康づくり計画」、「川西市子ども・子育て計画」及び「川西市子ども・若者育成支援計画」との調和、整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



### 3 . 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

計画の推進状況は、障がい者のニーズ把握等を通じ、毎年度点検、評価し、必要と認められる場合は、計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 障がい者の現状

### 1. 障がい者の現状

#### (1) 身体障がい者(児) 身体障害者手帳所持状況

平成26年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は5,895人です。平成23年3月末からの3年間で、同手帳所持者数は概ね1.06倍に増加しています。

障がい種別では、視覚障がい5.4%、聴覚障がい7.3%、言語障がい1.1%、肢体不自由56.9%、内部障がい29.3%で、肢体不自由が最も多く約6割を占めています。

障がいの程度別にみると、2級と4級で若干の減少が見られるものの、その他の級では障がい者数に増加傾向がみられます。

障がい種別身体障害者手帳所持者数

各年度3月末現在

		平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
視覚 障がい	児	1	1	1	0	0
	者	292	329	322	326	317
	計	293	330	323	326	317
聴覚 障がい	児	10	14	12	17	16
	者	244	285	335	371	412
	計	254	299	347	388	428
言語 障がい	児	1	1	1	2	2
	者	46	49	66	71	65
	計	47	50	67	73	67
肢体 不自由	児	41	45	65	61	56
	者	2,359	2,661	2,858	3,064	3,298
	計	2,400	2,706	2,923	3,125	3,354
内部 障がい	児	15	18	17	14	20
	者	1,091	1,323	1,467	1,614	1,709
	計	1,106	1,341	1,484	1,628	1,729
合計	児	68	79	96	94	94
	者	4,032	4,647	5,048	5,446	5,801
	計	4,100	4,726	5,144	5,540	5,895

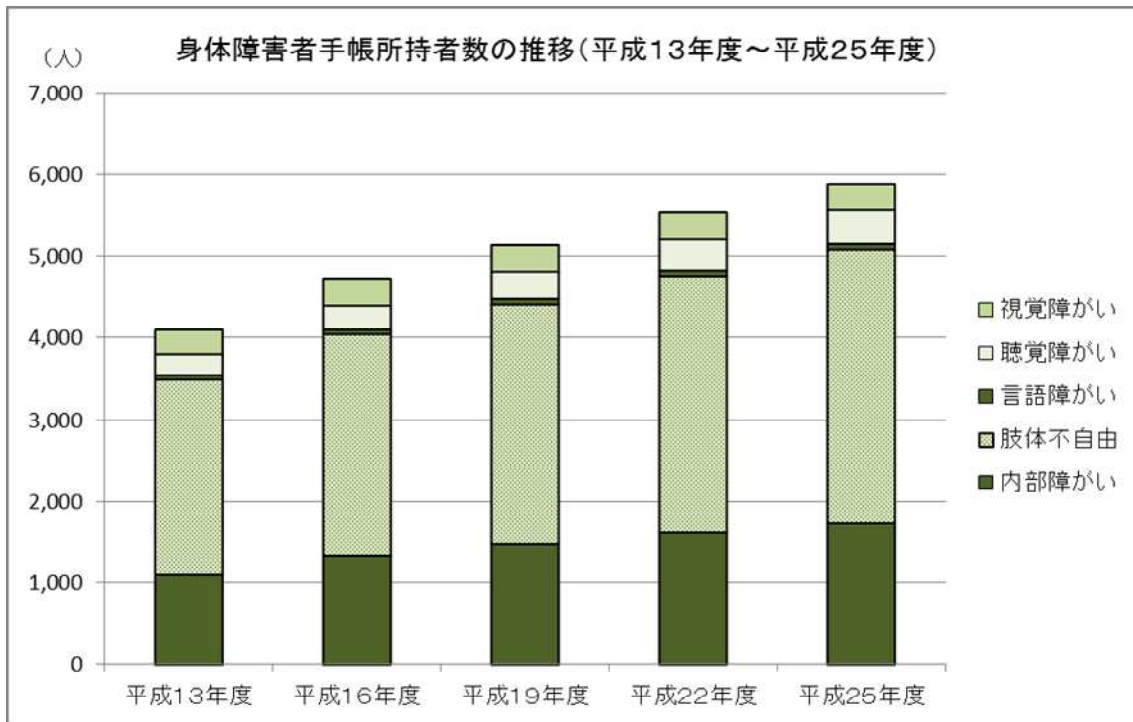
## 等級別身体障害者手帳所持者数

各年度3月末現在

		平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1級	児	30	36	53	47	50
	者	1,147	1,362	1,558	1,662	1,767
	計	1,177	1,398	1,611	1,709	1,817
2級	児	13	15	16	15	16
	者	645	729	760	796	791
	計	658	744	776	811	807
3級	児	13	10	8	11	10
	者	748	828	844	943	978
	計	761	838	852	954	988
4級	児	7	10	13	13	13
	者	1,011	1,229	1,357	1,502	1,715
	計	1,018	1,239	1,370	1,515	1,728
5級	児	0	2	2	3	2
	者	260	276	283	289	287
	計	260	278	285	292	289
6級	児	5	6	4	5	3
	者	221	223	246	254	263
	計	226	229	250	259	266
合計	児	68	79	96	94	94
	者	4,032	4,647	5,048	5,446	5,801
	計	4,100	4,726	5,144	5,540	5,895

## 等級別障がい種別身体障害者手帳所持者数（平成26年3月末現在）

	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語機能障がい	内部障がい
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1級	1,817	589	79	28	9	1,112
2級	807	584	102	83	9	29
3級	988	649	29	58	28	224
4級	1,728	1,178	32	133	21	364
5級	289	236	49	4	0	0
6級	266	118	26	122	0	0
合計	5,895	3,354	317	428	67	1,729



**(2) 知的障がい者(児) 療育手帳所持状況**

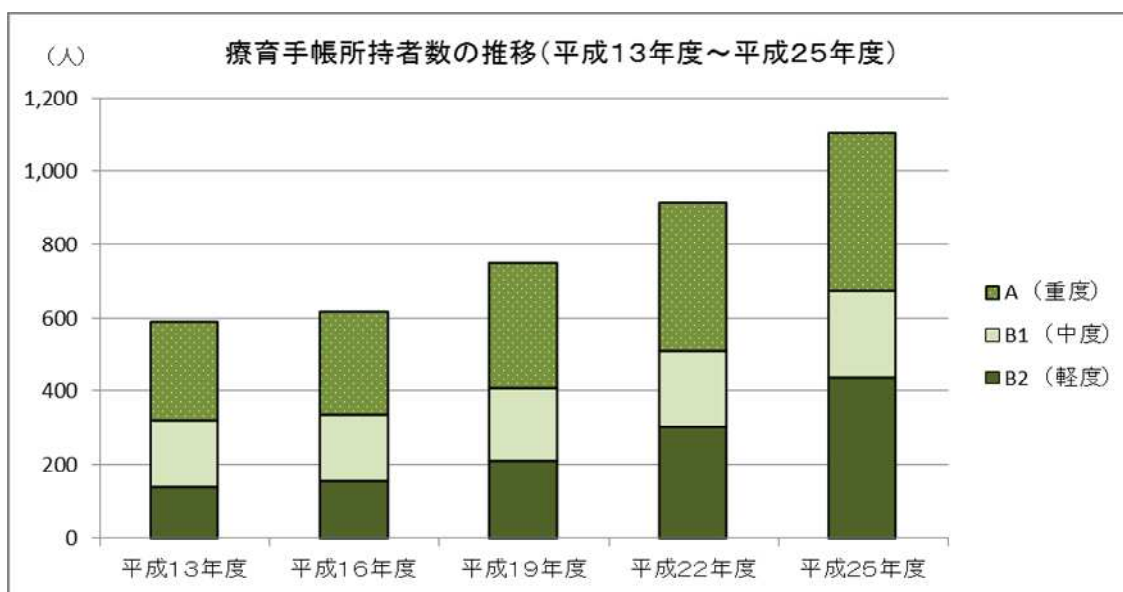
平成26年3月末現在、療育手帳の交付を受けている本市の知的障がい者(児)は1,107人です。平成23年3月末からの3年間で、同手帳所持者数は約1.2倍に増加しています。

障がい程度別の構成比は、重度(A判定)39.2%、中度(B1判定)21.3%、軽度(B2判定)39.5%となっており、近年は軽度者の割合が増加しています。

療育手帳所持者数

各年度3月末現在

		平成13年度 (人)	平成16年度 (人)	平成19年度 (人)	平成22年度 (人)	平成25年度 (人)
A 重度	児	66	90	109	102	94
	者	203	193	236	304	340
	計	269	283	345	406	434
B1 中度	児	45	54	61	53	62
	者	138	129	138	152	174
	計	183	183	199	205	236
B2 軽度	児	43	63	122	112	181
	者	94	89	86	191	256
	計	137	152	208	303	437
合計	児	154	207	292	267	337
	者	435	411	460	647	770
	計	589	618	752	914	1,107



**(3) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳所持状況**

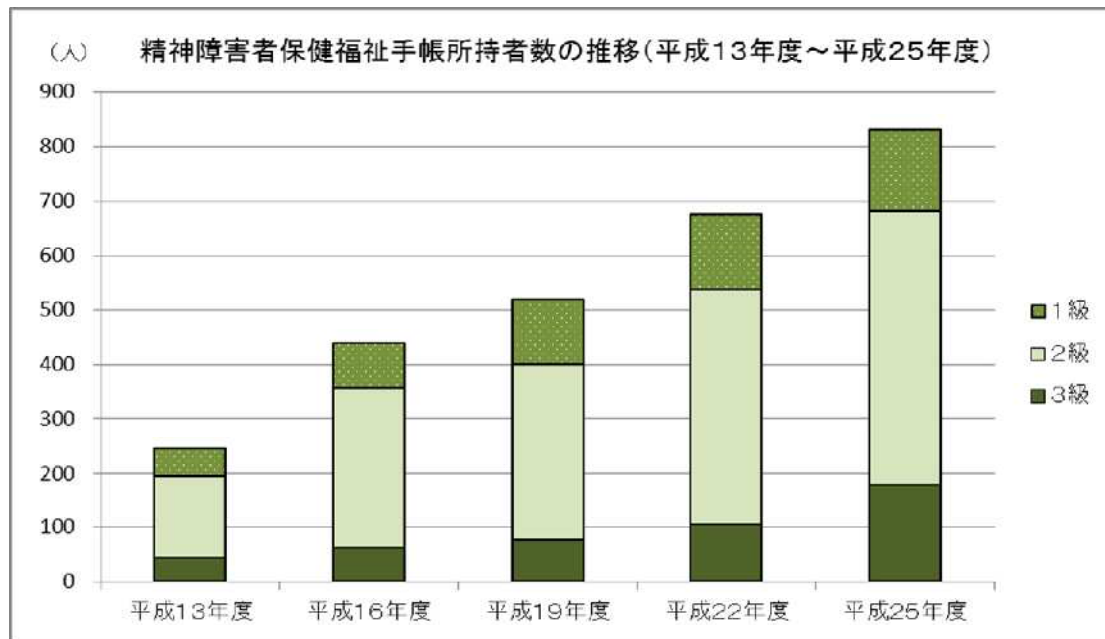
平成26年3月末現在、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本市の精神障がい者(児)は830人です。同手帳所持者数は、平成23年3月末に比べて約1.2倍に増加しています。

また、精神疾患のために外来通院した際の自己負担分を助成する制度である自立支援医療(精神通院医療)を受給している人の数は、平成26年3月末で2,111人となっており、平成23年3月末に比べて約1.04倍に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

各年度3月末現在

	平成13年度 (人)	平成16年度 (人)	平成19年度 (人)	平成22年度 (人)	平成25年度 (人)
1級	51	81	119	140	148
2級	151	295	323	432	503
3級	44	62	75	104	179
合計	246	438	517	676	830



## 2. 障がい者福祉施設の現状

平成26年3月末現在、市内に所在する障がい者福祉施設は下表のとおりです。

障害福祉サービスを提供する事業所として、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所が15カ所、同行援護事業所が6カ所、行動援護事業所が1カ所、短期入所事業所が5カ所、生活介護事業所が4カ所、就労移行支援事業所が2カ所、就労継続支援(B型)事業所が9カ所、共同生活援助事業所(グループホーム)が7カ所、計画相談支援・障害児相談支援事業所が1カ所あります。

また、障害児通所支援を提供する事業所として、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が10カ所ずつあります。

地域生活支援事業を実施する事業所としては、地域活動支援センターが8カ所、移動支援事業所が10カ所、日中一時支援事業所が4カ所、訪問入浴サービス事業所が1カ所あります。

川西市内の障がい者福祉施設

平成26年3月末現在

< 障害福祉サービス >

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	特定非営利活動 法人さわやか北 摂	さわやか北摂	緑台3丁目3-39	居宅介護 重度訪問介護	—
2	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	川西市社会福祉 協議会すこやか サービスセンタ ー	火打1丁目1-7 ふれあいプラザ3階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	—
3	プラスワンケア サポート株式会 社	プラスワンケア サポート株式会 社	栄町25-1 アステ川西5階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	—
4	有限会社たお	有限会社たお	栄根2丁目24-7	居宅介護 重度訪問介護	—
5	有限会社みなは な	ケアサポートみ なはな	寺畑1丁目6-11	居宅介護 重度訪問介護	—
6	株式会社ニチイ 学館	ニチイケアセン ター川西	中央町3-2 川西第 一生命ビルディング5 階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	—



	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
7	特定非営利活動 法人ぴあの	特定非営利活動 法人ぴあの	清和台東2丁目2 - 67	居宅介護 重度訪問介護	—
				短期入所	3人
8	有限会社さわやかライフ	ほっとあんしん ケアセンター	美園町1 - 26	居宅介護 重度訪問介護	—
9	特定非営利活動 法人北摂コアラ	特定非営利活動 法人北摂コアラ	清和台西2丁目2 - 7 - 103	居宅介護 重度訪問介護	—
10	株式会社フルラ イフケア	訪問介護事業所 フルライフケア 川西	久代4丁目5 - 33 メゾン八重101	居宅介護 重度訪問介護	—
11	有限会社カインド ネス	カインドひばり ケア	南花屋敷3丁目3 - 18サンハイツ102	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	—
12	株式会社おたふ く	おたふく訪問介 護サービス	下加茂1丁目24 - 17	居宅介護 重度訪問介護	—
13	特定非営利活動 法人ハーモニー	ライフサポート ハーモニー	清和台東5丁目2 - 7	居宅介護 重度訪問介護	—
14	布亀株式会社	マザーケアヘル パーステーショ ン川西	中央町13 - 8 - 303	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	—
15	有限会社ひかり 工房	ひかり介護	南野坂2丁目7 - 2	居宅介護 重度訪問介護	—
16	株式会社介優	けやき坂訪問介 護ステーション	けやき坂4丁目25 - 2	同行援護	—
17	特定非営利活動 法人みち	美園ホーム	美園町12 - 11	短期入所	7人
18	有限会社ドリー ムセブン	ショートステイ むーのおうち川 西	滝山町9 - 4	短期入所	5人

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
19	特定非営利活動 法人ハーモニー	ハーモニー	清和台東5丁目2-7	短期入所	2人
20	特定非営利活動 法人障害者地域 生活応援団あかね	あかねホーム	東多田1丁目5-1	短期入所	4人
21	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	川西作業所	小戸3丁目12-10	就労継続支援 (B型)	35人
22	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	小戸作業所	小戸3丁目12-10	生活介護	40人
				就労継続支援 (B型)	20人
23	社会福祉法人正 心会	ハピネス川西デ イサービス	加茂3丁目13-26	生活介護	20人
24	特定非営利活動 法人障害者地域 生活応援団あかね	川西市障害者共 働作業所あかね	火打1丁目5-19	就労継続支援 (B型)	20人
25	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	ひまわり荘	小戸3丁目12-10	生活介護	20人
26	社会福祉法人む ぎのめ	むぎのめ作業所	火打1丁目5-20	就労移行支援 (一般型)	6人
				就労継続支援 (B型)	20人
27	特定非営利活動 法人みち	福祉作業所りん どう	美園町12-11	就労継続支援 (B型)	25人
28	社会福祉法人正 心会	ハピネス川西作 業所	加茂3丁目13-26	生活介護	65人
				就労移行支援 (一般型)	6人
				就労継続支援 (B型)	25人

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
29	社会福祉法人円勝会	ドリーム甲子園川西事業所	栄根2丁目20-2	就労継続支援(B型)	20人
30	社会福祉法人グッド・サマリタン	ソーシャルファームかがやき	緑が丘1丁目14-7	就労継続支援(B型)	10人
31	特定非営利活動法人川西もみの木	就労継続支援事業所 川西もみの木	清和台東4丁目3-15-306	就労継続支援(B型)	10人
32	特定非営利活動法人みち	NPO法人みちホーム「たきやま第一」	滝山町7-7	共同生活援助	6人
33	特定非営利活動法人みち	NPO法人みちホーム「たきやま第二」	滝山町7-7	共同生活援助	6人
34	特定非営利活動法人みち	ホームうぐいす台	鶯台1丁目23-7	共同生活援助	5人
35	特定非営利活動法人みち	ホームはぎわら台	萩原台東1丁目17	共同生活援助	5人
36	社会福祉法人円勝会	社会福祉法人円勝会ドリーム甲子園川西ケアホーム事業「ドリーム丸の内」	丸の内町3-11ウィルパレスANE101	共同生活援助	2人
37	社会福祉法人円勝会	社会福祉法人円勝会ドリーム甲子園川西ケアホーム事業「ドリーム丸の内2」	丸の内町3-11ウィルパレスANE206、306	共同生活援助	5人
38	特定非営利活動法人障害者地域生活応援団あかね	あかねホーム	東多田1丁目5-1	共同生活援助	4人

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
39	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センター	火打1丁目1-7 ふれあいプラザ3階	計画相談支援 障害児相談支援	—

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月1日から「共同生活介護(ケアホーム)」は「共同生活援助(グループホーム)」に一元化されたため、サービス種別欄では「共同生活介護」の記載を省略しています。

< 障害児通所支援 >

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	川西さくら園	小戸3丁目12-10	児童発達支援	50人
2	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	さくらんぼ	小戸3丁目12-10	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
3	みやけ屋株式会社	児童デイサービス すびのつきお	東多田1丁目25-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
4	有限会社アイズ物流	きしゃぼっぼ川西	萩原3丁目4-22	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
5	株式会社ハートフル	すまいる・きっず事業所	けやき坂2丁目27-23	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
6	みやけ屋株式会社	児童デイサービス きらら。	水明台4丁目2-6	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
7	株式会社未来花	児童デイサービス 未来花	東畦野1丁目1-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人
8	有限会社ドリームセブン	はあとのきゃんばす	川西市萩原台東2丁目2	児童発達支援	10人
				放課後等デイサービス	10人

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
9	株式会社 SOGABE	オルゴール	久代2丁目6-14	児童発達支援 放課後等デイ サービス	10人
10	有限会社アルフ ア	夢ポケットティ ンクル	大和西2丁目23-8	放課後等デイ サービス	10人
11	クレートール 株式会社	ワンフラワー	萩原台西3丁目201	児童発達支援 放課後等デイ サービス	10人

## &lt; 地域生活支援事業 &gt;

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人正 心会	ハピネス川西デ イサービス	加茂3丁目13-26	地域活動支援 センター	—
2	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	ひまわり荘	小戸3丁目12-10	地域活動支援 センター	—
3	社会福祉法人む ぎのめ	ふれあいわかば	火打1丁目1-7	地域活動支援 センター	—
4	特定非営利活動 法人夢工房さを りひろば	障害者デイサー ビス夢工房さを りひろば	栄町10-5 パルティ川西K1-105	地域活動支援 センター	—
5	特定非営利活動 法人あいらんど	あいらんど	小花2丁目7-1- 107	地域活動支援 センター	—
6	特定非営利活動 法人川西もみの 木	川西もみの木	清和台東4丁目3- 18	地域活動支援 センター	—
7	特定非営利活動 法人裸足の楽園	裸足の楽園	中央町6-11	地域活動支援 センター	—
8	特定非営利活動 法人ふれんど	障がい者サポー トセンターふれ んど	小戸1丁目7-9	地域活動支援 センター	—

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
9	特定非営利活動 法人障害者地域 生活応援団あか ね	あかねっと	火打1丁目5-19	移動支援	—
10	特定非営利活動 法人ぴあの	特定非営利活動 法人ぴあの	清和台東2丁目2-6 7	移動支援	—
				日中一時支援	9人
11	特定非営利活動 法人ハーモニー	ライフサポート あったかほーむ	清和台東5丁目2-7	移動支援	—
				日中一時支援	5人
12	社会福祉法人正 心会	サポートハピネ ス	加茂3丁目13-26	移動支援	—
13	特定非営利活動 法人さわやか北 摂	さわやか北摂	緑台3丁目3-39	移動支援	—
14	社会福祉法人川 西市社会福祉協 議会	川西市社会福祉 協議会すこやか サービスセンタ ー	火打1丁目1-7 ふれあいプラザ3階	移動支援	—
15	プラスワンケア サポート株式会 社	プラスワンケア サポート株式会 社	栄町25-1 アステ川西5階	移動支援	—
16	有限会社たお	有限会社たお	栄根2丁目24-7	移動支援	—
17	株式会社ニチイ 学館	ニチイケアセン ター川西	中央町3-2 川西第一生命ビルデ ィング5階	移動支援	—
18	布亀株式会社	マザーケアヘル パーステーション 川西	中央町13-8- 303	移動支援	—
19	特定非営利活動 法人みち	美園ホーム	美園町12-11	日中一時支援	6人

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
20	有限会社ドリームセブン	ケアステーションなな てんとう	滝山町9 - 4	日中一時支援	20人
21	有限会社Dガレージ	りんどう訪問入浴介護サービス	多田桜木2丁目10 - 38	訪問入浴サービス	—

## 3 . アンケート結果

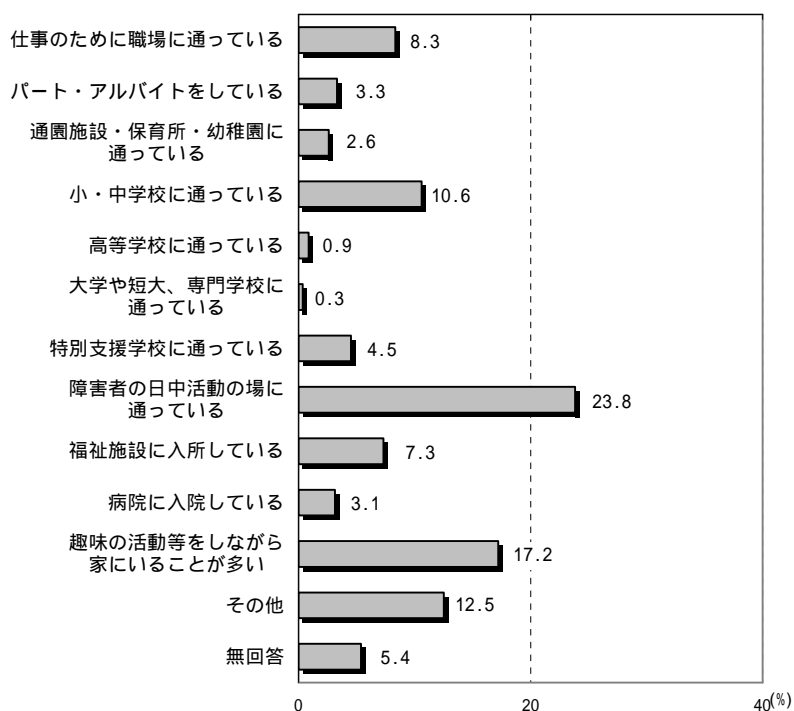
### 1 . 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（障がい者・児対象）

平成26年8月1日現在、川西市在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方を対象に、生活の状況や問題点などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的に、同年8月18日～9月1日にかけてアンケートを実施しました。対象者の抽出方法は、障がい種別ごとに障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業のいずれかを利用している人とそれらのサービスを利用していない人の割合が1対1になるように抽出し、身体障害者手帳所持者292人、療育手帳所持者772人、精神障害者保健福祉手帳所持者210人の合計1,274人に送付しました。575人から回答いただき、有効回収率は45.1%でした。

#### (1) 自身のことについて

- ・ 回答者の所持している障害者手帳については、【療育手帳】が56.0%で最も多く、【身体障害者手帳】が39.1%、【精神障害者保健福祉手帳】が17.2%となっています。
- ・ 平日の昼間の過ごし方について、【作業所やデイサービス等の障がい者の日中活動の場に通っている】が23.8%で最も多く、4分の1弱を占めています。次いで、【買い物や趣味の活動等をしながら家にいることが多い】が17.2%、【その他】が12.5%、【小・中学校に通っている】が10.6%が続いています。

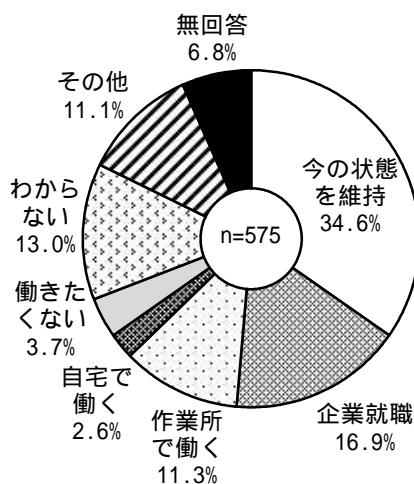
平日昼間の過ごし方





- ・ 将来の仕事について、【今の状態を維持したい】が34.6%で最も多く、約3分の1を占めています。次いで、【企業などへ就職したい】が16.9%、【作業所などに通って働きたい】が11.3%と続き、前回の計画策定時（平成23年）に実施したアンケートと比較をしても回答割合が増えており、特にその傾向は、療育手帳所持者に強く出ています。また【働きたくない】は3.7%で、ほとんどの回答者が仕事に就くことを希望しています。

将来の仕事についての希望



- ・ 将来の生活について、【今の状態を維持したい】が54.6%で最も多く、半数を超えています。次いで【結婚して新しい世帯をもちたい】が12.0%と1割を超え、23年のアンケートと比較して、回答割合が増加しています。施設やグループホームへの入所希望者は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者が10%程度であるのに対して、療育手帳所持者は17%程度と多くなっています。

## (2) 介助している方について

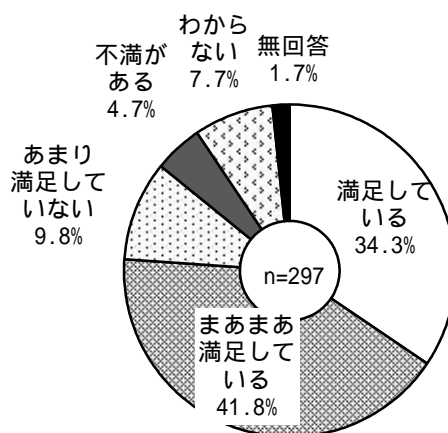
- ・ 主に介助する人では、【父母】が47.0%で最も多くなっています。以下、【施設職員】が15.5%、【配偶者】が12.0%、【ホームヘルパー】が10.4%、【兄弟姉妹】が9.7%で続いています。ただし、身体障害者手帳所持者の介護者は父母、配偶者や子ども等、比較的多样であるのに対して、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は父母に集中する傾向があります。なお【介護者を必要としない】は15.1%あります。

## (3) 福祉に関する制度・サービスの利用について

- ・ 利用している障害福祉サービスの満足度については、【まあまあ満足している】が41.8%で最も多く、【満足している】の34.3%とあわせると76.1%となり、4分の3

の回答者が満足していると回答しています。【あまり満足していない】と【不満がある】の合計14.5%と比べると、5倍以上の回答を集めています。23年のアンケートと比較すると、【満足している】と【まあまあ満足している】の合計の割合はほぼ同じになっています。(75.1% 76.1%)

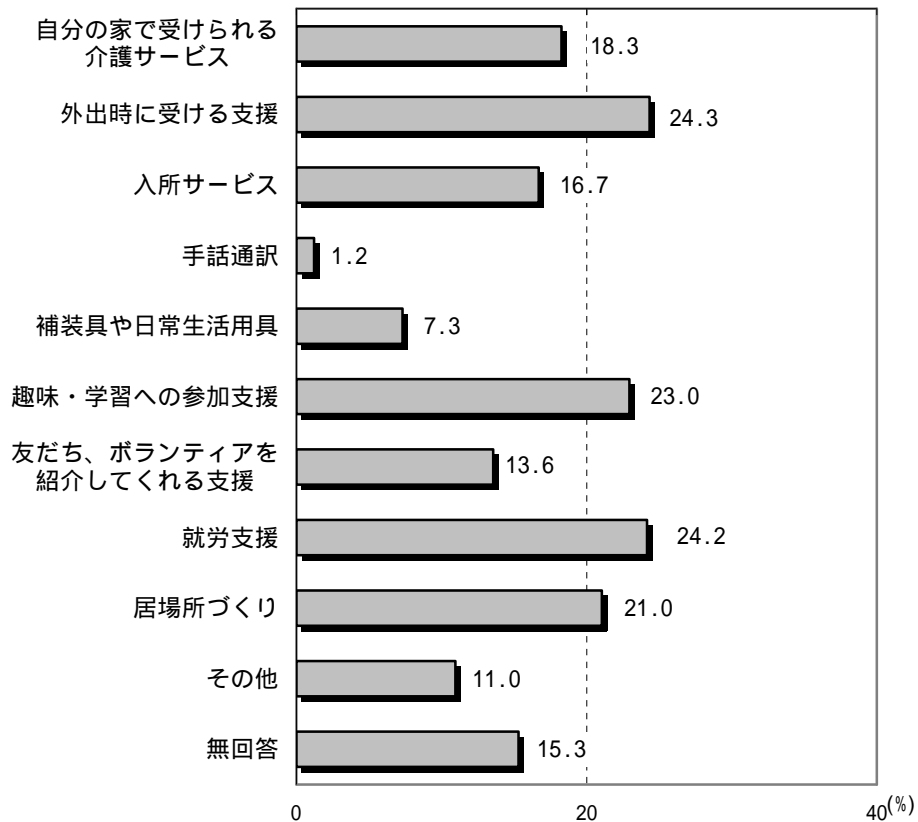
利用している障がい福祉サービスの満足度



- ・ サービスに満足できない理由としては、以下のような意見が挙がっています。
  - ・ 川西市にサービス事業所が少ない。
  - ・ 短期入所が予約でいっぱいのため、緊急時に利用できない。
  - ・ 就学後に作業療法士や理学療法士などの訓練を受けられる療育施設が不十分である。
  - ・ ヘルパーなどが人材不足である。
- ・ 障害福祉サービス等の事業所を選ぶための情報については、【あまり十分ではない】が26.6%で最も多くなっています。【不十分である】とあわせると37.6%となり、【十分得ている】の18.6%の約2倍となっています。障がい種別ごとに見てみると、十分だと感じていない人の割合は、療育手帳所持者で41%、精神障害者保健福祉手帳所持者で38.3%、身体障害者手帳所持者で33.8%です。23年のアンケートと比較すると、【あまり十分ではない】(21.4% 26.6%)と【不十分である】(9.4% 11.0%)の割合が増加しており、今回の方が情報入手に不満を感じている回答者が多くなっています。
- ・ 障害福祉サービス等の利用状況については、【十分利用できている】が29.9%で最も多いものの約3割にとどまっており、【あまり十分でない】(25.9%)と【不十分である】(13.0%)の合計である38.9%を下回っています。障がい種別ごとに見てみると、十分だと感じていない人の割合が、療育手帳所持者で42%、精神障害者保健福祉手帳所持者で39.4%、身体障害者手帳所持者で35.1%となっています。

- ・ 今後利用したい支援については、【外出時に受ける支援(ガイドヘルプなど)】が24.3%で最も多く、次に【就労支援】が24.2%が続いています。以下、【趣味・学習への参加支援】が23.0%、【居場所づくり】が21.0%で続き、2割を超える回答を得ています。23年のアンケートと比較すると、【自分の家で受けられる介護サービス(ホームヘルプなど)】が大きく減少(25.3% 18.3%)しており、その一方で増加しているのが、【就労支援】(19.8% 24.2%)、【居場所づくり】(18.9% 21.0%)、【趣味・学習への参加支援】(21.6% 23.0%)で、外出に繋がるサービスを増やすことを求める意見が増加しています。

利用したい支援、増やしたい支援



#### (4) 外出について

- ・ 外出の際に困ることとしては、【コミュニケーションが難しい】が27.7%で最も多く、次に【交通費などの経費がかかる】が24.3%で続き、【ほとんど外出しない(困ることはない)】は22.4%で、2割を超える回答がありました。23年のアンケートと比較すると、【公共交通機関がバリアフリーになっていない】(7.4% 4.9%)、【障がい者用の駐車場が少ない】(8.9% 7.1%)、【まちがバリアフリーになっていない】(7.2% 6.3%)など、ハード面に関する項目は回答割合が減少しています。

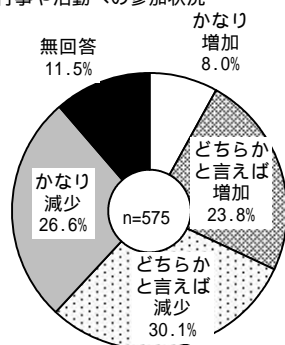
### (5) 災害・防災について

- ・ 災害時の避難については、【誰かの介助があればできる】が28.7%で最も多いものの、【自分でできる】が26.8%でほとんど差はありません。23年のアンケートと比較してみると、【自分でできる】と【誰かの声かけ（安否確認）があればできる】が若干減少し、【誰かの介助があればできる】が増加（23.3% → 28.7%）しており、今回の方が、避難が困難と感じている回答者が増えています。また災害時に助けてくれる人については、【家族・親せき】が73.9%で圧倒的に多く、4分の3近くを占めています。
- ・ 防災対策については、23年のアンケートと比較して【避難誘導してくれる人がいる（家族）】（42.9% → 49.0%）、【避難場所を知っている】（28.1% → 32.9%）、【食糧などの備蓄をしている】（12.4% → 15.3%）で回答が増加しており、これらの項目について、対策をとっている回答者が増加しているものの、【自主防災組織・防災訓練などに参加している】や【市に災害時の安否確認の登録をしている】など、地域の助け合い（共助）による支援を受けるための取組みを進めている回答者はあまり増えていません。

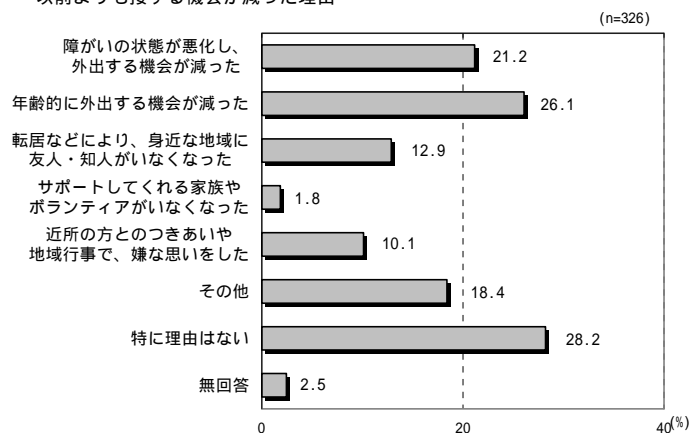
### (6) 地域とのかかわりについて

- ・ 地域や近隣とのつきあいについては、【会った時はあいさつをしよう】が43.0%で最も多く、次に【つきあいはしていない】が24.2%と続いています。23年のアンケートと比較すると、【地域の活動に積極的に参加している】人の割合が5.7%から8.5%へと増加しているものの、地域や近隣とのつきあいの程度が3年前と比べてどのようになっているかという問いに対しては、【どちらかと言えば接する機会が減っている】が30.1%で最も多く、次に【接する機会がかなり減っている】が26.6%で続いており、「増えている」とする回答の31.8%を大きく上回っています。接する機会が減った理由としては、【特に理由はない】が28.2%、【年齢的に外出する機会が減った】が26.1%、【障がいの状態が悪化し、外出する機会が減った】が21.2%で続いており、健康上の理由を挙げる回答が多くなっています。

地域の行事や活動への参加状況



以前よりも接する機会が減った理由



- ・ 障がい者に対する差別や偏見があると感じている人( ( 8 ) 「差別や偏見などについて」参照 ) は、世間話や会った時のあいさつはするものの、【地域の活動に積極的に参加】することや【用事を頼める程度のつきあい】ができなくなり、3年前と比べても接する機会が減っている傾向が見られます。
- ・ 地域との関わり方については、【災害時など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい】が43.7%で最も多く、【地域の人と打ち解けられる関係を築きたい】が27.7%で続いており、地域との付き合いを重視する回答は多かったものの、【地域の行事などには参加していききたい】、【ボランティアや自治会等、地域活動の担い手として参加したい】といった具体的な参加をあらわす回答は低調となっています。23年のアンケートと比較すると、障がい者全体としては【地域とはあまり関わりを持ちたくない】が減少( 12.4% 8.9% )し、【災害時など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい】( 41.8% 43.7% )、【地域の行事などには参加していききたい】( 13.9% 17.4% )で回答が増えたものの、精神障害者保健福祉手帳所持者については、地域の行事への参加や地域との関わりに距離を置く回答が多く見られました。
- ・ 障がい者が地域活動に参加し、地域との交流を進めるために望むことについては、【障がい者が参加しやすい地域活動をもっと増やしてほしい】が28.9%、【地域活動に関する情報をもっと発信してほしい】が22.3%となっているものの、【特になし】が32.7%で最も多く、3分の1近くを占めています。

### ( 7 ) 情報の入手手段や相談窓口について

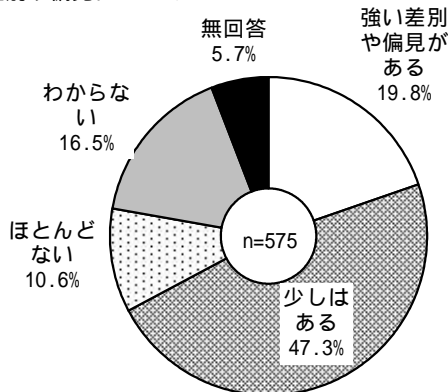
- ・ 福祉サービスや地域生活に関する情報の入手手段については、【広報誌(川西市、兵庫県、社会福祉協議会など)で】が52.0%で最も多く、半数以上となっています。その他の手段では、【自分が通っている学校・職場・施設を通じて】が26.3%、【家族・親せき】が25.6%、【地域の回覧板や掲示板で】が22.6%、【市役所(障害福祉課など)や社会福祉協議会の窓口で】が20.9%で続いており、行政を通してか、身近な手段を通して情報を入手している状況がうかがえます。よく行く相談窓口については、【市役所(障害福祉課など)】が49.6%で、ほぼ半数の回答を集めています。次に多かったのが【その他】( 20.0% )で、「家族」「教育情報センター」「病院」「学校」などが多く挙げられています。23年のアンケートと比較してみると【相談支援事業者(障がい児(者)地域生活・就業支援センターなど)】が大きく増加( 9.8% 15.5% )している他、【社会福祉協議会】も若干増加( 7.0% 8.7% )している一方で、【健康福祉事務所(保健所)、保健センター】( 6.7% 2.6% )、【障がい者団体・当事者グループ】( 9.2% 6.6% )は回答が減少しています。

(8) 差別や偏見などについて

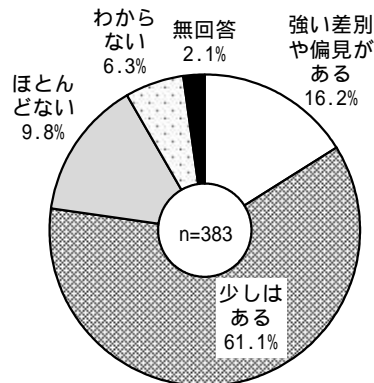
- 障がい者に対する差別や偏見については、【少しはあると思う】が47.3%で最も多く、半数近くを占めています。【強い差別や偏見があると思う】(19.8%)と合わせると67.1%となり、約3分の2の回答者が何らかの差別や偏見があると感じています。その一方で【わからない】が16.5%あり、身近に差別や偏見を感じたことがない回答者が一定数いると思われます。障がい種別ごとに見てみると、身体障害者手帳や療育手帳所持者は【少しはあると思う】の回答割合が圧倒的に多いのに対して、精神障害者保健福祉手帳所持者は【少しはあると思う】に並んで【強い差別や偏見があると思う】の回答も3割以上の高い割合で存在するのが特徴的です。「一般市民対象アンケート」での一般市民の感じ方と比較してみると、一般市民は、【少しはあると思う】が61.1%と、障がい者(児)の回答割合(47.3%)を大きく上回っています。【強い差別や偏見があると思う】(16.2%)とあわせると77.3%となっており、一般市民の方が差別や偏見があるのではないかと感じていることがうかがえます。

(参考) 一般市民対象アンケート

社会における、障がい者に対する差別や偏見について



障がい者に対する差別や偏見(障がいを理由とした差別や偏見)について



- 障がいを理由として、「 役所や福祉センターなどのサービスや相談窓口」、「 学校、公民館、図書館、体育館などでの教育や学習の機会」、「 市の広報誌やウェブサイトなど、行政サービスに関する情報源」で利用しにくいと感じるかどうかについては、少しでも利用しにくいと感じる回答(【利用しにくいと感じる】と【利用しにくいと少し感じる】の合計)を見ると、「 」が33.1%で最も多くなっており、以下、「 」が28.0%、「 」が22.3%となっています。「一般市民対象アンケート」での一般市民の感じ方では、「 」が59.3%、「 」が45.5%、「 」が42.5%となっており、障がい者(児)の回答とは20%前後の開きがあり、一般市民が思っているほど障がい者(児)は不便さを感じていないことが分かります。
- 「 役所や福祉センターなどのサービスや相談の窓口」を利用しにくいと感じている回答の理由は【職員の理解やサポートが足りないから】が36.6%と最も高く、【なんと



なく冷たい雰囲気や視線を感じるから】が34.8%で続いています。これらの理由を挙げた人は、障がい者に対する強い差別や偏見があると回答する割合も高くなっています。

一方、「学校、公民館、図書館、体育館などでの教育や学習の機会」を利用しにくいと感じている回答の理由は、【なんとなく冷たい雰囲気や視線を感じるから】が35.3%で最も多く、【教職員の理解やサポートが足りないから】が28.9%、【他の学習者の理解やサポートが足りないから】が26.3%となっています。これらの理由を挙げた人もまた、障がい者に対する強い差別や偏見があると回答する割合が高くなっています。

- ・ 障がい種別ごとに見てみると、「 役所や福祉センターなどのサービスや相談窓口」を利用しにくいと感じている割合が最も高いのが精神障害者保健福祉手帳所持者（33.3%）で、次に療育手帳所持者（29.5%）、身体障害者手帳所持者（26.7%）となっています。「 学校、公民館、図書館、体育館などでの教育や学習の機会」を利用しにくいと感じている割合が最も高いのが療育手帳所持者（40.7%）で、次に身体障害者手帳所持者（28.9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（26.2%）となっています。また、 から を利用しにくいと回答した人の中で、障がい者に対する強い差別や偏見があると回答した人の割合が最も高かったのが、「 学校、公民館、図書館、体育館などでの教育や学習の機会」となっています。

## （9）自由意見

自由意見欄では、以下のような多くの意見が寄せられました。（抜粋・要約）

- ・ 親亡きあと、安心して預けられる施設やグループホームができてほしい。
- ・ 就労先や作業所、居場所などを増やして欲しい。
- ・ 高次脳機能障がいへの支援を充実してほしい。
- ・ 発達障がい児への支援を充実してほしい。
- ・ 行政からサービスや事業所などの情報発信をしてほしい。
- ・ 行政機関や養護学校、避難場所や駅等のバリアフリーを進めて欲しい。
- ・ 職員（教員なども含む）は病気や障がいについてもっと勉強し、当事者や家族を理解してほしい。
- ・ 市役所内で情報共有し、何度も市役所へ行かなくて済むようにしてほしい。
- ・ 重度障がい者が通い生活できる居場所を確保してほしい。
- ・ 障がい児の学習支援の場を作ってほしい。
- ・ サービスをもう少し柔軟なものにしてほしい。
- ・ 災害に備え、地域と交流できるようサポートしてほしい。
- ・ 高校にも支援クラスをつくり、普通高に行けるようにしてほしい。
- ・ じっくり相談できる場所がほしい。
- ・ 患者に理解があり、通いやすい病院がほしい。

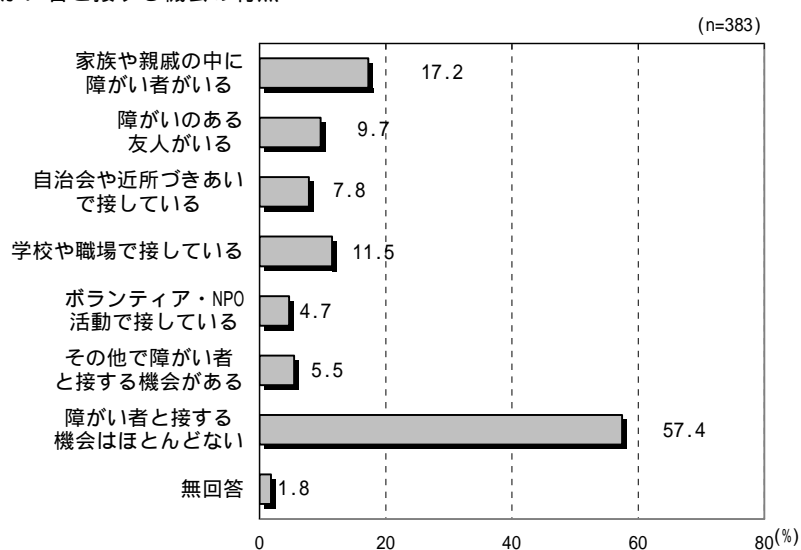
## 2. 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（一般市民対象）

平成26年8月1日現在、川西市在住の20歳以上の市民1,000人（障害者手帳所持者と同一世帯の人を除き、無作為抽出）を対象に、障がい者との関わりや障がい者福祉への関心などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的に、同年8月18日～9月1日にかけてアンケートを実施しました。383人から回答いただき、有効回収率は38.3%でした。

### （1）障がい者と接する機会について

- 障がい者と接する機会について、【障がい者と接する機会はほとんどない】が57.4%で半数以上を占めています。接する機会があるとする回答では、【家族や親せきのなかに障がい者がいる】が17.2%で最も多く、【学校や職場で接している】が11.5%が続いており、その他の回答は1割を下回っています。23年のアンケートと比較してみると、【障がい者と接する機会はほとんどない】が大きく増加（50.5%→57.4%）しています。

障がい者と接する機会の有無



- 自治会や近所づきあいで障がい者と接していると回答した人のうち、【道で会えば立ち話やあいさつをする程度】が50.0%と半数を占める一方で、【声かけや安否確認などを行っている】が26.7%と23年のアンケートと比較して大きく増加（16.7%→26.7%）しており、その要因としては、避難行動要支援者に対する支援の取組み等で、声かけをする機会が増えたことも影響していると考えられます。
- 障がい者と接する機会がほとんどないと回答した人の理由については、【身近な地域に障がい者が暮らしているのかがわからないから】が62.3%と圧倒的に多く、また【その他】の回答として、回答者自身が高齢であるという理由も多く見られました。



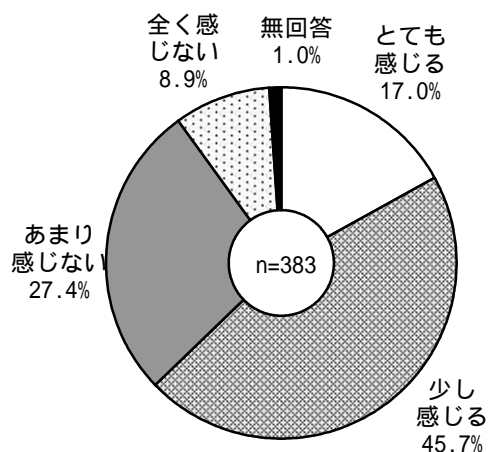
## (2) 地域活動・ボランティア活動・介助経験について

- ・ 参加したことがある活動については、【自治会活動】が47.5%、【学校や保育園などのPTA活動】と【祭などの行事】が36.8%、【スポーツ、趣味、娯楽などのサークル活動】が32.4%と続いています。【障がい者と関わるボランティア活動】は8.6%で、障がい者と関わらないボランティア活動とほぼ同じ回答割合でした。23年のアンケート結果(7.0%)と比較してその割合はやや増加しており、自分で選択して参加でき、社会貢献的な意味合いの強い活動への参加経験者は増加傾向が見られます。
- ・ 障がい者や高齢者の介助の経験については、【よくやっている】と【何回かしたことがある】の合計が52.2%で、介助の経験があるとする回答が半数を上回っています。

## (3) 障がい者についての抵抗や不安

- ・ 障がい者と「一対一」で接する際の抵抗や不安については、【少し感じる】が45.7%と最も多く、【とても感じる】との合計が62.7%となっており、【あまり感じない】、【全く感じない】の合計である36.3%よりも多くなっています。また23年のアンケートと比較したところ【とても感じる】の割合が13.9%から17.0%へと増加しています。一方で職場や学校、習い事、地域活動において障がい者を受け入れることへの抵抗や不安については、【あまり感じない】が41.8%で最も多く、【全く感じない】との合計は59.6%で、「感じない」とする回答が多くなっています。23年のアンケートと比較してみると、【とても感じる】が減少(6.2%→4.2%)し、【全く感じない】が増加(16.5%→17.8%)していることから、極端に抵抗や不安を感じる層は減っていると考えられます。以上の結果から、一対一で接することには抵抗や不安があるものの、他者のいる場であれば抵抗や不安がないと考えている人が多いことがうかがえます。

障がい者と「一対一」で関わること  
についての抵抗や不安



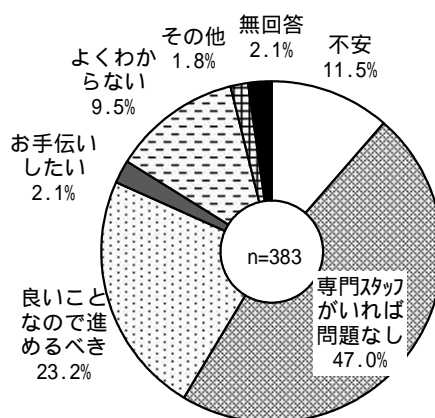
#### (4) 障がい者福祉への関心度

- 障がい者福祉に関する講座や活動に参加したいと思う割合については、【障がい(者)についての知識を得る講座】【障がい者の外出支援を行うガイドヘルパー講座など、資格取得につながる講座】【近所に住む障がい者の買い物の手伝いや外出時の付き添い、話し相手】【近所に住む障がい者への声かけや安否確認】では3年前よりやや増加していますが、【障がい者団体・当事者グループ、障がい者施設との交流】ではその割合が下がっています。(29.2% 26.1%)

#### (5) 障がい者の地域への受け入れについて

- 自宅近くに障がい者が住むことについては、【不安はあるが、近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない】が47.0%で最も多く、半数近くを占めています。次いで【特に不安を感じないし、良いことなので進めるべき】が23.2%で続いています。23年のアンケートと比較すると、【不安を感じる】がわずかに増加(10.1% 11.5%)し、【不安はあるが、近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない】(49.2% 47.0%)や【特に不安を感じないし、良いことなので進めるべき】(26.0% 23.2%)の割合がやや減少、【わからない】と回答した人が増加(9.5% 12.3%)しています。以上のことから、前回に比べて不安を感じる回答者や回答を保留する回答者が増加していることがうかがえます。

障がい者が近くに住む事や、障がい者施設が近くに建設されることについて



- 自宅近くに障がい者施設が設置される場合の対応については、【設置に反対ではないが、心配はあるので、必要であれば計画に対して意見する】が49.1%で最も多く、ほぼ半数を占めています。「反対する」という回答(【近所に設置される計画に対して反対の意思表示をする】【近所に設置されることは反対だが、意思表示はしない】の合計)は、8.9%と1割を下回っており、23年のアンケートの10.8%よりも減少しています。

## (6) 障がい者福祉施策について

- 障がい者の雇用については、【行政による支援によって積極的に雇用すべきだ】が65.5%で最も多く、ほぼ3分の2を占めています。【企業の負担で積極的に雇用すべきだ】と合わせると、8割以上が障がい者雇用を推進すべきと回答しています。
- 障がい者が地域や社会に参加するために重視することについては、「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする」が90.6%で最も高く、「イベントなどを通じて、障がい者とその他の市民の交流の機会を増やす」が80.9%と最も低かったものの、全ての項目で8割を超えています。また23年のアンケートと比較して【かなり重視する】の割合が高くなっていった項目については、「障がい者自身やその家族が社会参加に対して積極性を持つ」(8.3%増)、「子どもの時から、学校などで障がい者(児)とふれあう機会を増やす」(6.6%増)、「イベントなどを通じて、障がい者とその他の市民の交流の機会を増やす」(6.3%増)などが挙げられます。障がい者自身やその家族の社会参加とそれを受け入れるための取組みを増やすことが必要と考える回答者が増えていると言えます。

障がい者が地域や社会に積極的に参加するために【かなり重視する】項目であると回答された割合 ( % )

	今回	23年	増減
子どもの時から、学校などで障がい者(児)とふれあう機会を増やす	49.6	43.0	6.6
イベントなどを通じて、障がい者とその他の市民の交流の機会を増やす	32.6	26.3	6.3
市の広報や生涯学習などで、障がい者への正しい理解を深める	38.4	34.0	4.4
障がい者が働ける場を増やす	51.2	50.0	1.2
障がい者が様々な活動に参加できるよう、活動の担い手・ボランティアの育成を図る	41.8	36.3	5.5
障がい者が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める	52.7	52.6	0.1
電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする	60.3	55.9	4.4
障がい者の団体や組織が積極的な取組みを進める	37.1	32.5	4.6
障がい者自身やその家族が社会参加に対して積極性を持つ	41.8	33.5	8.3

### (7) 差別や偏見などについて

- ・ 障がい者に対する差別や偏見については、【少しはあると思う】が61.1%と最も多く、【強い差別や偏見があると思う】との合計は77.3%で、8割弱が差別や偏見があると考えています。
- ・ 障がいを理由として、「 役所や福祉センターなどのサービスや相談窓口」、「 学校、公民館、図書館、体育館などでの教育や学習の機会」、「 市の広報誌やウェブサイトなど、行政サービスに関する情報源」で利用しにくいだろうと感じるかどうかについては、「 」では、「利用しにくさを感じる」とする回答(【利用しにくいだろうと感じる】【利用しにくいだろうと少し感じる】の合計)が59.3%で、6割近くにのぼっています。一方、「 」は42.5%、「 」は45.5%と半数を下回っています。
- ・ 作業所で製作・販売されている製品の認知度について、「 各作業所での販売」を除き、市役所やアステ川西、イオンモールや障がい者1日サロンで【販売していることを知らなかった】という回答が圧倒的に高く、あまり認知されていないことが分かります。そのため実際の購入経験では、各作業所で購入した人が3割近くいるのに対してその他の場所では1割を下回っています。特にインターネットでの販売については、14.6%の人がその存在を知っているにもかかわらず、実際に購入した人が0.5%と振るわず、実際の販売実績になかなか結びついていない状況が見られます。

### (8) 自由意見

自由意見欄では、以下のような多くの意見が寄せられました。(抜粋・要約)

- ・ 障がい者と健常者が共に住みやすい街づくりをしてほしい。
- ・ 子どもの頃から障がい者と日常的に触れ合う機会を持つことが大切だと思う。
- ・ 身近に障がい者がいないため、知識もなく自分がどういう行動を起こせばいいのか分からない。
- ・ 障がい者が危険なく外出できるように、道路などを整備することが大切だと思う。
- ・ 今回のアンケートの「障がい者」の定義がよくわからなかった。
- ・ 障がい者と呼んでいること自体が差別だと思える。
- ・ 障がい者を大切にするあまり健常者が逆差別を受けることは問題だと思う。
- ・ 障がい者への支援は大切だと思っているが、自分自身が高齢のため、あまり協力できない。
- ・ このアンケートをきっかけに障がい者の問題について考えていきたい。

### 3. 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（事業所対象）

平成26年8月1日現在、川西市民が利用する障害福祉サービス等を提供している事業所202か所を対象に、事業を実施していく上での問題点や課題、今後のサービス提供の意向、現行制度への要望などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的に、同年8月20日～9月1日にかけてアンケートを実施しました。137事業所から回答いただき、有効回収率は67.8%でした。

#### (1) 事業所の組織形態及び提供する障害福祉サービス等について

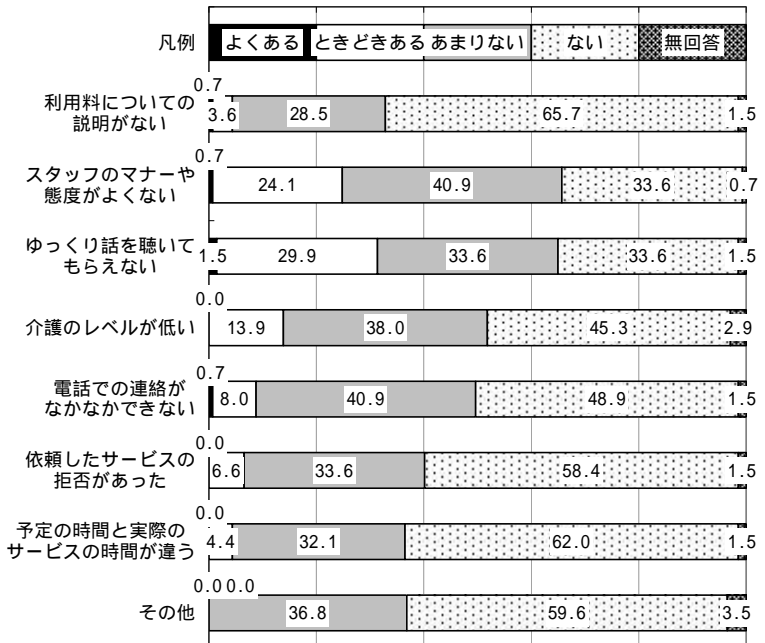
- ・ 事業所の組織形態については、【社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）】が43.8%と最も多く、【NPO法人】の22.6%、【株式会社】の14.6%が続いています。
- ・ 川西市民がサービスを利用している事業所の数は【生活介護】(45カ所)が最も多く、以下、【施設入所支援】(39カ所)【就労継続支援(B型)】(21カ所)と続いています。
- ・ 川西市民のサービス利用者数では、【日中一時支援】(302人)が最も多く、以下、【生活介護】(241人)【地域活動支援センター】(148人)【就労継続支援(B型)】(136人)【短期入所(ショートステイ)】(125人)が続いています。

#### (2) 事業の実施状況について

- ・ 事業を実施するうえで困っていることについて、【とても困っている】と【困っている】の合計を見ると、「職員の募集(応募者が少ないなど)」(70.0%)、「事務作業が多いこと」(67.9%)、「採算性の確保に苦労すること」(62.0%)で6割を超えています。

- ・ サービス利用者からの苦情としては、ほとんどの項目で【よくある】の回答はなく、【ときどきある】の項目で多い苦情内容としては、「ゆっくり話を聞いてもらえない」(29.9%)、「スタッフのマナーや態度がよくない」(24.1%)、「介護のレベルが低い」(13.9%)などがありました。

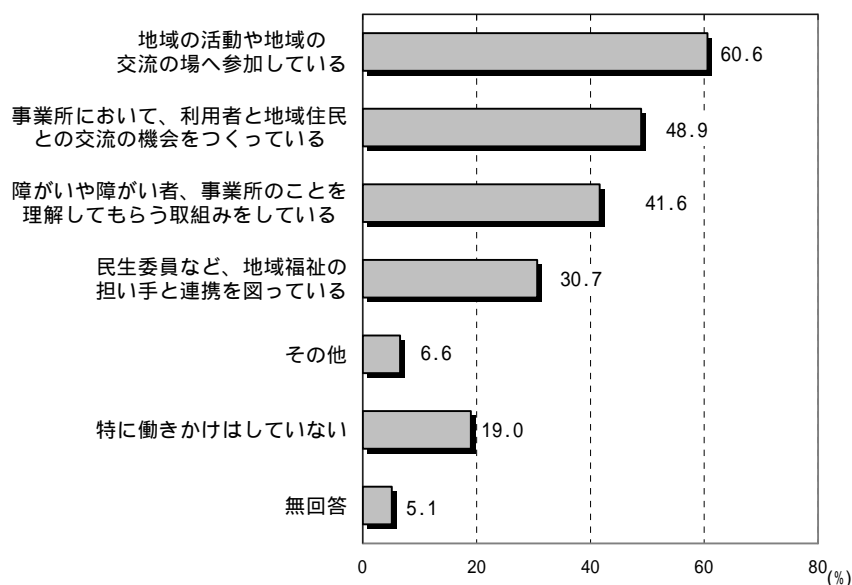
サービス利用者からの苦情



### (3) 障がい者の状況について

- ・ 対応困難な事例の有無について、【あった】は59.1%で、【なかった】の38.7%を大きく上回っています。23年のアンケートでは【なかった】(52.6%)が【あった】(42.1%)を上回っていましたが、今回は逆転しています。これは、前回よりも設立から間もない事業所が増えていることも一部影響しているのではないかと考えられます。
- ・ 対応が困難だった事例の具体的な内容については以下のようなものが挙げられています。(抜粋・要約)
  - ・ 利用者の問題行動(自傷他害など)
  - ・ 医療的ケアが必要な利用者への対応
  - ・ 利用者の家族の問題(育児放棄や支援拒否、連絡がとれないなど)
  - ・ 重複障がい者への対応
  - ・ 利用者間トラブル
  - ・ 利用者の高齢化の問題(設備の問題、作業能力の問題など)
- ・ 障がい者が地域で質の高い生活を営むために事業所が行っていることについては、【地域の活動や地域の交流の場へ参加している】が60.6%で最も多く、障がい者本人が地域に出向くことを事業所が重視していることがわかります。以下、【事業所において、利用者と地域住民との交流の機会をつくっている】が48.9%、【障がいや障がい者、事業所のことを理解してもらう取組みをしている】が41.6%、【特に働きかけはしていない】は19.0%で2割弱にとどまっていることから、多くの事業所が、障がい者にとって住みやすい地域環境を作るために何らかの活動を行っていることがわかります。

事業所として働きかけていること





#### (4) 川西市、兵庫県、国に対する意見について

行政に対する意見として以下のようなものが挙げられています。(抜粋・要約)

- ・ 補助金や報酬単価を増額してほしい。
- ・ サービスなどの決定基準について、改善及び統一性のあるものにしてほしい。
- ・ 職員に現場を見に来てほしい。
- ・ 人材不足のため、人材確保策に協力してほしい。
- ・ 事務負担を軽減してほしい。

## 4 . 就労移行支援事業所へのヒアリング結果

地域移行を進めていく上で、就労移行支援事業所の果たす役割は、今後ますます大きくなっていくと考えられます。そこで平成26年10月に、川西市内の就労移行支援事業所(2か所)に対して、事業運営の現状や課題等をより詳細に把握し、計画策定の資料とするために、ヒアリングを実施しました。

### (1) 過去3年間の利用者数と、その中で就労に結びついた人数について

A事業所...3年間で19名の利用。就労に結びついた人は11名。

B事業所...3年間で11名の利用。就労に結びついた人は5名。

就労に結びつかなかったケースの中には、当初より就労への移行が難しいことが予想されながらも、主治医の強い意向により体験を積ませることを目的として就労移行支援を利用したケースや発達障がい者が知的障がい者と一緒の事業所(就労継続支援(B型))にいることを受け入れられずに、就労移行支援を利用したケースなどもある。

### (2) 就労先(業種や仕事内容)について

就労先としては、食品製造業(弁当)、福祉施設(調理)、清掃業、資源リサイクル業、自動車部品製造業、自動車販売業(軽作業)、建設業、小売業(商品管理・販売)などがある。この中には、障がい者であることを伏せて自身でハローワークを通じて就労したケースも含まれる。

### (3) 就労先での定着状況について

就労後には、定期的に企業訪問しているほか、管理職に異動があった時なども訪問し、円滑に就労が続けられるよう支援している。また年に1回は慰労会をするなど様々な場面で情報収集している。

就労先での定着状況としては、A事業所は11名中3名が離職、B事業所は5名中2名が離職しており、その理由としては、本人がその職種に納得できなかったことや周囲の理解が得られなかったことなどがある。また、就労移行支援事業所に継続的に通うことができた人が、障がいがあることを明らかにして就職した方が定着する可能性は高い。

### (4) 就労に結びつけるために大切にしているポイントや工夫について

企業との関係づくり

就労当初の1週間などは職員が付き添って行き、本人との接し方を周囲に示すなど、就職しても事業所としていつでもサポートするという姿勢を見せている。

本人と仕事のマッチング

大手企業の事務職を希望する人が多いため、本人のこだわりを少し和らげることに



努めて、時間をかけて自らに適した仕事内容を理解してもらったうえで摺合せを行うようにしている。

#### アセスメント

日誌や振り返りシートなどをつけて自らを振り返るような機会を作っている。特に不採用になった時には必ず何がだめだったのか、今後どうしていったらよいのかを支援者だけでなく、利用者自らに考えてもらうようにしている。

### (5) 就労移行支援事業を行う中で感じる課題について

実習受け入れ企業（特に事務の仕事）が少ないこと

本人ニーズの把握に時間がかかり、2年間では就労に結び付きにくいケースがあること

2年間という期間は短く、焦りから本人が勝手にハローワークに行ってしまうケースがあること

2年間という限られた期間のため、就労移行支援事業を利用するのを「もったいない」と躊躇する人がいること

就労継続支援とは異なり、工賃が得られないため、職場実習などでモチベーションが下がること

就労に早く結びつけるほど定員割れの状態が続いてしまうこと

最初のアセスメントの時点で2年後に就労に結びつくかどうかを見極めなければならぬ難しさがあること

定着支援については無報酬であり、担当職員の熱意に左右される仕組みとなっていること

### (6) 就職率を上げるために工夫している点について

就労意欲（モチベーション）の維持・向上に対する支援

振り返りシートで目の前の目標を分かりやすくするとともに、就職したらどんなことがしたいのか話し合う機会を作っている。

企業実習の働きかけ

新たな企業にも積極的に実習受け入れの働きかけを行っており、その結果を一覧表にしている。

家族との連携・協力を引き出すこと

個別相談やグループワーク内容の充実

個別相談では、こだわりや考え方を考えるためのアドバイスをを行い、多くの人に共通する課題については、グループワークで実践的な練習を行っている。

### (7) 就労移行支援事業所が設立・運営しやすくなるために、行政に求める役割について

交通費や就職準備金の助成

実習では交通費も実費であり、低所得世帯などでは、お金がかかるため参加をしない場合がある。就労した際でも、最初の1か月は給料が支払われるまで交通費を用意できず、対応に苦慮するケースもある。就職準備金の給付や貸付金のような制度を設けてほしい。

#### 給付費のアップ

サービス提供期間が2年間であり、かつ就労が決まった時点でサービスが終了するという継続性のない制度の性格上、欠員がどうしてもでてしまい、経営が安定しない。

#### 様々な機関との情報交換等、連携を深める場の設定

自立支援協議会に就労部会のようなものを作って、企業、事業所、自治体などが連携できる場があればよい。

#### 安定した職場実習の提供

市の事業などに協賛している地元の企業の協力を得て、年によって持ち回りで実習受け入れをしてもらうなど、安定した職場実習の場を確保してほしい。